

広報 うえだ

毎月1日・16日発行

昭和57年2月16日

第 857 号

発行 上 田 市
編集 秘 書 課
電話 上田224100
印刷 田 辺 印 刷



2月3日は節分。老人福祉センターでは、移転新築してから初めての節分を迎え、豆まきがにぎやかに行われました。

年男、年女それに七福神などにふんした皆さんは、集まった善男善女に向かって「鬼は外、福は内」とはやしながら、元よく豆をまきました。

主な内容

石井市長が急逝	2 ページ
石井市政 8 年の歩み	3 ページ
昭和55年度の決算状況	4 ～ 6 ページ
長野県心身障害者扶養共済制度にご加入を	7 ページ
健康づくり、成人病の予防	8 ページ
定期監査の結果公表	9 ページ
市営住宅古里団地の入居者を募集	10 ページ
固定資産税、課税台帳の縦覧は 4 月に延期	11 ページ
全国火災予防運動、2 月28日～ 3 月13日	12 ページ

「市民と市長の日」は中止

毎月1日に行われていました「市民と市長の日」は、当分の間休ませていただきます。ご了承ください。

農地問題相談日

「農地問題相談」を3月1日(月)午前8時30分から午後5時まで、市役所2階農業委員会事務局で行います。お気軽におでかけください。

一第



公職

一般

選出

とされ

選挙法

という

を指し

1 目

○衆議

院

4 選

(第

小県

4 年

○参議

院

です

○参議

者

で、

され

が改

2 地

○県知

県

期は

○県議

郡

31選

名で

○市町

原

は地

上

し

い

ま

ち

に

す

る

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

石井市長が急逝

八年余にわたり

市政に大きな足跡



石井泉市長（74歳）は、2月4日午後1時8分、心不全により松本市の信大付属病院で急逝いたしました。ここに謹んでお知らせします。

石井市長は、2日から精密検査をかねて同病院に入院していましたが、4日の午前10時過ぎに容体が急変し、そのまま帰らぬ人となりました。

▼昨年11月、三選を果たし、市民や職員に拍手で迎えられ、初登庁する石井市長



石井市長は、昭和三十年旧泉田村長、上田市に合併後は昭和三十四年から上田市議会議員を連続三期、この間上田市議会議長も歴任されました。

昭和四十八年十一月には、上田

市長に初当選。以来八年三か月、市民との対話を大切にしながら政党派にとらわれない市長として市政一筋に取り組んでこられました。また、市長在任中は、県市長会副会長、全国市長会理事などの要職も務められました。

昭和五十一年には、昭和六十年を目標とした上田市長期基本構想に着手し、上田市が「あたたかい心のふれあうまち」として一層発展するよう、計画的行財政の推

進に努めました。

この構想も今日まで着々と実現し、信濃国分寺資料館、勤労者体育センター、自然運動公園、老人福祉センターなどは、すでに完成しています。また、小中学校や保育園の整備、下水道事業の拡充整備、障害者福祉都市事業や児童福祉の推進、農業構造改善事業などにも力を注いでこられました。

昨年十月の市長選挙で三選を果たしてからも、小牧橋の建設、上田バイパスや浅間山ろく広域農道の早期開通などに精力的に取り組まれていただけに、突然の死は大変惜しまれます。

市葬は2月25日市民会館で

石井市長の葬儀は「市葬」として、2月25日(木)午後1時から、市民会館(上田公園内)で行います。(勝手ながら、ご供花ご香典の儀はご辞退申し上げます)

市民の皆様には、この広報をもちまして、市葬の通知に代えさせていただきます。なお、会場は駐車場が狭いため、車でのご会葬はご遠慮ください。

式で
(参)

▽昭和48年
11月 上田市長に初当選

6月 自然運動公園の流水・スライダールールなど完成

石井市政8年の歩み



▲昭和51年2月、北向観音の節分会でのスナッヅ



▲昭和49年5月、古舟橋開通記念祝賀式で渡り初めをする石井市長（中央）



▲昭和56年7月、上田わっしょいでオープンカーに乗り、出石町長（右）とともに市民にあいさつ



▲昭和55年7月、信濃国分寺資料館の開館式で山浦国嗣夫妻を案内する石井市長（右端）

- | | | |
|---|---|--|
| <p>10月 市長に再選される</p> <p>▽昭和53年</p> <p>4月 重度身体障害者授産施設「いのみ園」開園</p> | <p>11月 上田市長に初当選</p> <p>▽昭和49年</p> <p>2月 有線放送「市長さんに聞く」始まる</p> <p>5月 川西村合併、古舟橋開通記念祝賀式を行う</p> <p>7月 上田勤労者福祉センター完成</p> <p>10月 上田点字図書館が新築移転</p> <p>▽昭和50年</p> <p>1月 提言箱「こだま」を設置</p> <p>5月 第一回資源活用広場を開催</p> <p>6月 「市民と市長の日」を実施、古舟橋の取り付け道路全線開通</p> <p>9月 上田市長長期基本構想策定</p> <p>▽昭和51年</p> <p>4月 働く婦人の家完成</p> <p>7月 第一回部落差別をなくす市民大行動実施</p> <p>8月 全国高等学校総合体育大会開催</p> <p>9月 北陸新幹線上田駅誘致期成同盟会が発足</p> <p>▽昭和52年</p> <p>1月 自然運動公園に着手</p> <p>3月 千曲川市民運動公園グラウンド完成、東塩田老人集会所完成</p> <p>7月 第一期公共下水道処理施設完成</p> | <p>6月 自然運動公園の流水・スライダールールなど完成</p> <p>7月 人口11万人達成</p> <p>10月 やまびこ国体開催</p> <p>11月 各支所と市役所を結ぶ模写電送装置が始動</p> <p>▽昭和54年</p> <p>1月 市道別所越戸線開通</p> <p>3月 市初の二階建て東部保育園完成</p> <p>4月 県立上田養護学校開校</p> <p>6月 県下で初の障害者福祉都市の指定を受ける</p> <p>8月 「市民憲章、市木・市花」制定</p> <p>10月 農村環境改善センター完成</p> <p>11月 鎌倉市・出石町・上越市との姉妹都市提携、市制施行60周年記念式典を行う</p> <p>▽昭和55年</p> <p>4月 上田市関越道上越線建設促進協議会が発足、新母子寮完成</p> <p>7月 信濃国分寺資料館完成、勤労者体育センター完成</p> <p>11月 市役所南庁舎完成</p> <p>12月 上田バイパス着工</p> <p>▽昭和56年</p> <p>3月 第二学校給食センター完成</p> <p>市道小島神畑線開通</p> <p>4月 上田南部消防署完成</p> <p>9月 自然運動公園の総合体育館完成</p> <p>10月 広域農道の野竹トンネル開通、小牧橋着工、老人福祉センター開館、市長に三選される</p> |
|---|---|--|

昭和55年度一般会計、特別会計、企業会計の決算が、12月定例市議会で認定されましたので、その内容を公表します。

一般会計は、収入総額188億2,418万余円、支出総額185億659万余円で差し引き3億1,759万余円の黒字決算(実質収支は、翌年度繰越額696万余円を差し引き、3億1,062万余円の黒字)で終了し、昭和55年度も健全財政を維持しました。これを前年度と比較しますと、収入総額では13.2%、支出総額では13.3%それぞれ伸びています。

特別会計は、各会計とも計画どおりの事業を行い、国民健康保険事業など7会計とも黒字で終了しました。

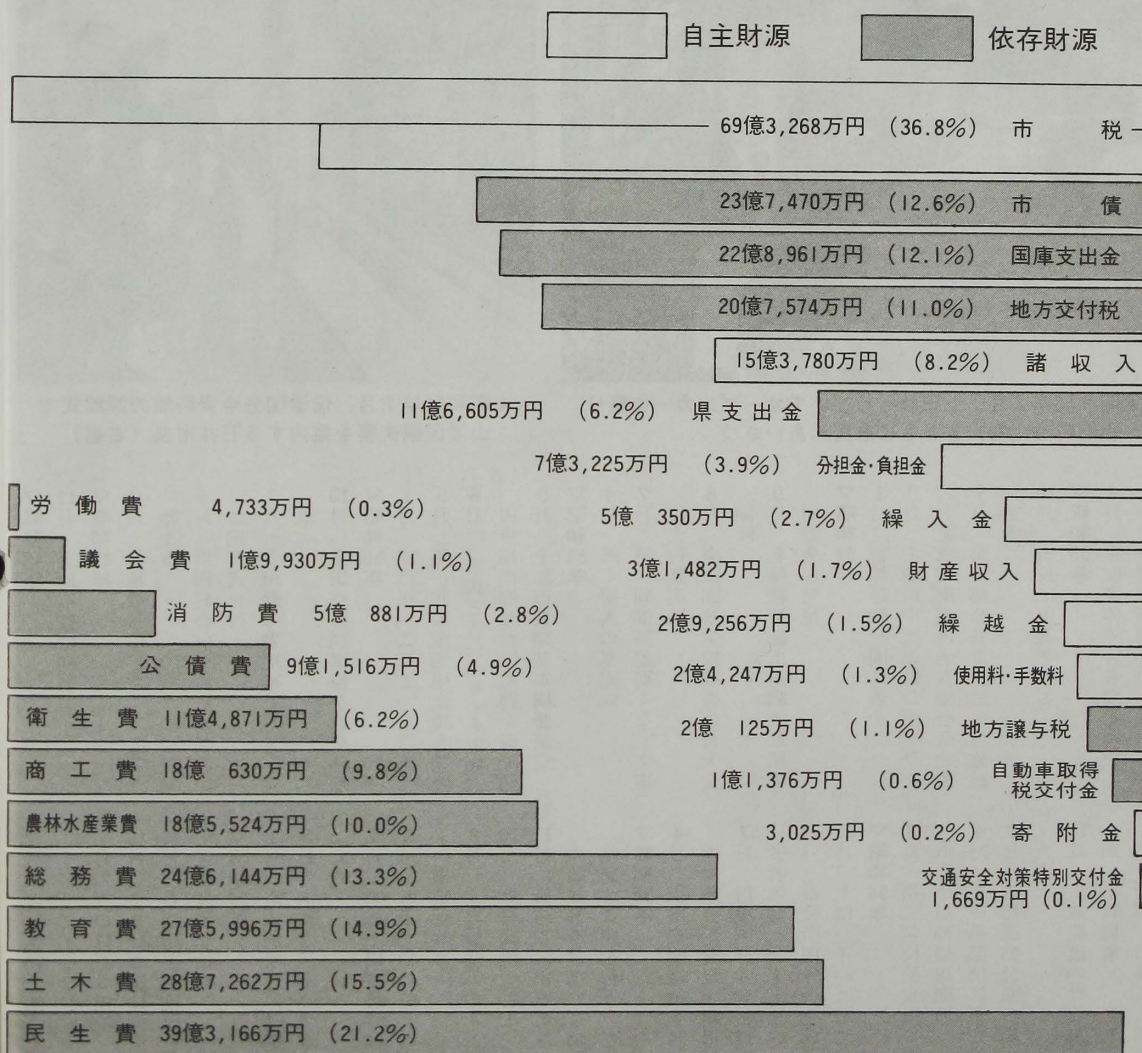
企業会計は、独立採算制を目途に努力し、農業共済事業、産院事業については黒字で終了しました。水道事業については、昭和50年4月以降すえ置かれていた水道料金の減収により、赤字決算となりました。

(注) グラフなどの万円以下は、切り捨ててあります。

健全財政を維持

＝昭和55年度の決算状況＝

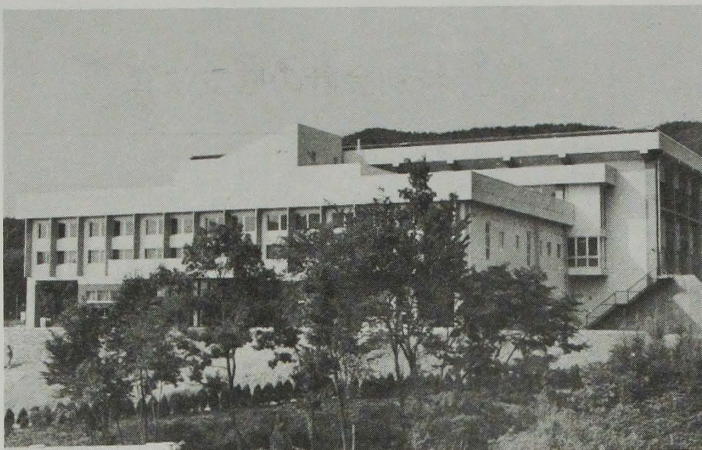
一般会計歳入 188億2,418万円



一般会計歳出 185億 659万円

▶本庁舎の東南隣接地に、地上6階、地下1階の南庁舎が昭和55年11月に完成。

▼昭和55年から2年計画で自然運動公園に建設を進めていた総合体育館が昨年9月完成。



一般会計の主な使いみち

土木費



道路改良舗装工事費(304件)	7億1,925万円
自然運動公園工事費	4億7,289万円
市営住宅建設費(古里団地)	1億4,422万円
都市計画街路事業工事費	1億1,569万円
橋りょう新設改良工事費(16件)	5,229万円

教育費



第二学校給食センター工事費	3億 248万円
学校建設工事費 (北小校舎・神川小プール)	2億9,923万円
小中学校 改築工事費	1億2,074万円
神川地区公民館 新築工事費	9,811万円

民生費



老人医療費給付金	4億7,101万円
生活保護扶助費	2億6,294万円
老人福祉センター建設工事費	2億3,339万円
児童手当支給額	1億6,336万円
身体障害者住宅建設工事費(7世帯)	4,388万円
相楽閣浴場増築工事費	4,010万円
同和対策生活環境整備費	2,784万円
障害福祉都市関係工事費	2,676万円
保育園増改築等工事費	1,214万円

農林水産業費



農地費	4億8,068万円
農業改善事業費	2億3,230万円
同和地区農業振興費	2億1,223万円
農村総合整備モデル事業費	1億8,352万円
農業振興費	1億4,955万円

商工費



融資預託金	12億4,200万円
勤労者体育センター建設合築費	5,566万円

昭和
決算か
その内
一般
出総額
円の黒
余円を
し、昭
れを前
%、支
特別
行い、
終了し
企業
業共済
ました
降すえ
字決算
(注)グ

労働

衛生

商工

農林水産

総務

教育

土木

民生

特別会計の事業状況

- * 土地取得事業
 - 公有財産購入状況 (8 件) 727 万円
 - 補償補填状況 (6 件) 362 万円
- * 国民健康保険事業
 - 国民健康保険加入状況
 - 世帯数 13,626 世帯 (加入率 40.49%)
 - 被保険者数 35,881 人 (加入率 31.90%)
 - 保険給付状況
 - 件数 279,962 件
 - 費用額 36 億 4,504 万円
 - 受診率
 - 年間 1 人当り 6.5 件
 - 高額療養費給付状況
 - 件数 4,670 件
 - 給付額 2 億 3,058 万円
- * 交通災害共済事業
 - 共済掛金収入 (91,286 人) 2,179 万円
 - 見舞金支給額 (417 件) 2,173 万円
- * 塩田有線放送電話事業
 - 加入者数 3,674 人
- * 同和地区住宅新築資金等貸付事業
 - 貸付額 (77 件) 3 億 7,930 万円
- * 公共下水道事業
 - 公共下水道建設費 9 億 3,980 万円
 - 下水道処理場費 1 億 2,238 万円
- * 福祉事業センター事業
 - 利用実人員 104 人
 - 作業工賃 7,052 万円

＝昭和55年度の決算状況＝

特別会計の収支決算

事業名	決	算	額
土地取得事業	歳入		4 億 325 万円
	歳出		3 億 6,135 万円
国民健康保険事業	歳入		29 億 7,082 万円
	歳出		28 億 8,275 万円
交通災害共済事業	歳入		2,923 万円
	歳出		2,814 万円
塩田有線放送電話事業	歳入		4,520 万円
	歳出		4,104 万円
同和地区住宅新築 資金等貸付事業	歳入		5 億 8,806 万円
	歳出		5 億 5,304 万円
公共下水道事業	歳入		14 億 6,894 万円
	歳出		14 億 4,708 万円
福祉事業センター事業	歳入		1 億 1,737 万円
	歳出		1 億 1,722 万円

企業会計の事業状況

- * 農業共済事業
 - 農作物共済関係被害
 - 被害者数 420 人、支払共済金 1,462 万円
 - 蚕繭共済関係被害
 - 被害者数 45 人、支払共済金 401 万円
 - 家畜共済関係事故
 - ① 死傷事故
 - 頭数 498 頭、支払共済金 1,543 万円
 - ② 病傷事故
 - 件数 1,694 件、支払共済金 1,045 万円
 - 果樹共済関係被害
 - 被害者数 67 人、支払共済金 542 万円
 - 畑作物共済関係
 - 引受なし
 - 園芸施設共済関係被害
 - 被害者数 8 人、支払共済金 103 万円
- * 産院事業
 - 病院経営の主体である利用者数
 - 入院患者数 延べ 7,245 人
 - 外来患者数 延べ 10,466 人
 - 出生児数 496 人
- * 水道事業
 - 給水の状況
 - 給水戸数 28,276 戸
 - 給水人口 92,299 人
 - 年間有収水量 10,947,548 m³
 - 年間総配水量 15,727,047 m³
 - 拡張工事の概況
 - か所数 35 か所、工事費 4 億 4,872 万円
 - 建設改良工事の概況
 - か所数 35 か所、工事費 8,900 万円
 - 保存工事の概況 (30 万円以上)
 - か所数 39 か所、工事費 5,979 万円

企業会計の収益的収支決算

企業名	決	算	額
農業共済事業	歳入		1 億 7,684 万円
	歳出		1 億 6,839 万円
産院事業	歳入		1 億 9,695 万円
	歳出		1 億 9,586 万円
水道事業	歳入		6 億 8,670 万円
	歳出		7 億 7,614 万円

企業会計の資本的収支決算

企業名	決	算	額
農業共済事業	歳入		—
	歳出		—
産院事業	歳入		212 万円
	歳出		596 万円
水道事業	歳入		7 億 6,359 万円
	歳出		8 億 2,383 万円

△掛金

▽四十五歳未満で基本保険に加入

入制度」があります。この制度は、三月三十一日までに県に加入申し

○特例加入制度は、市が窓口となつています。加入申し込みは、

長野県心身障害者 扶養共済制度にご加入を

「長野県心身障害者扶養共済制度」は、障害者を扶養する保護者がお互いに掛金を出し合い、保護者が死亡したとき、あるいは働けなくなったとき、残された障害者に年金を終身支給しようというものです。

＜制度の改正＞

昭和五十四年十月四日から、①加入時年齢が六十五歳に引き上げられ、②二口加入ができるようになりました。

＜加入資格＞

①県内に住所を有する人
②六十五歳未満の人
③心身に障害のある人を扶養する健康な保護者（配偶者、父母、兄弟姉妹、親族など）

＜心身障害者の範囲＞

①精神薄弱者
②身体障害者で、一級から三級までに該当する障害のある人
③精神または身体に永続的な障害（脳性マヒ、進行性筋萎縮症など）のある人

＜掛金納付の特典＞

①加入者の所得状況により、掛金が下の表のとおり減額されます。（表1①）
②二十年以上継続して加入し、か

表 1

減 額 要 件	① 県減額率	② 市補助率
生活保護世帯	8/10	2/10
県民税非課税世帯	5/10	5/10
県民税均等割のみ世帯	3/10	7/10
2人以上の障害者を年金給付の対象とする加入者	3/10	—
その他の世帯	—	3/10

表 2

区分	給 付 要 件	基本 保険	付加 保険
年金	加入者が死亡又は廃疾となったとき	(月額) 20,000 円	(月額) 20,000 円
弔慰金	加入期間が1年以上で障害者が加入者より先に死亡したとき	(一時金) 20,000 円	(一時金) 20,000 円

※2口加入者(付加保険加入者)は、年金・弔慰金が40,000円になります。

つ、加入者が六十歳以上になると掛金が全額免除されます。
③税法上、掛金は小規模企業共済等掛金控除として、所得控除の対象となります。
④市で基本掛金の一部を年度末に補助します。（表1②）
＜保険の種類＞
▽基本保険と付加保険の二種類があります。
▽付加保険への加入は、基本保険に加入していることが必要です。
＜給付金＞
次の表のとおりです。（表2）

特例加入制度も

心身障害者を扶養している大正五年四月二日から大正六年四月一日までに生まれた人には、特例加入制度があります。

＜掛金＞

▽四十五歳未満で基本保険に加入した人の場合は、基本掛金表（表3）の年齢区分により、その年齢に達したとき掛金が変わります。
▽四十五歳以上で基本保険に加入した人及び付加保険の加入者の場合は、基本掛金表（表4）・加算掛金表（表5）の加入時の年齢により掛金が固定します。
▽付加保険加入者は、基本掛金＋加算掛金を納入することになります。

基本掛金

（45歳未満で加入した人の掛金）

掛金納付時の年齢区分	掛金月額
35才未満の者	1,000 円
35才以上45才未満の者	1,300 円
45才以上の者	1,500 円

表 3

加算掛金

（付加保険に加入した人の加算掛金）

付加保険加入者となった時の年齢区分	加算掛金月額
35歳未満の者	1,400 円
35歳以上40歳未満の者	1,900 円
40歳以上45歳 "	2,600 円
45歳以上50歳 "	3,200 円
50歳以上55歳 "	4,100 円
55歳以上60歳 "	5,300 円
60歳以上65歳 "	6,800 円

表 5

表 4

（45歳以上で加入した人の掛金）

加入者となった時の年齢区分	掛金月額
45歳以上50歳未満の者	3,200 円
50歳以上55歳 "	4,100 円
55歳以上60歳 "	5,300 円
60歳以上65歳 "	6,800 円

入制度」があります。この制度は、三月三十一日までに県に加入申し込みをされると、扶養共済制度に加入できるといふものです。加入を希望される人は、至急手続きをしてください。

○特例加入制度は、市が窓口となつています。加入申し込みは、三月二十五日までに市福祉課へお願いします。
○保険料（掛金）は、月額六千八百円です。

この扶養共済制度に関するお問い合わせは福祉課 福祉係へ
（☎24100内線373・有線②0791）

成人病の予防

健康づくり



立春を過ぎてもまだまだ寒さは厳しく、春が待ち遠しい今日このごろです。体の調子はいかがですか。

二月一日から七日までは成人病予防週間でしたので、今回は成人病の予防についてお話しします。

脳卒中・ガン・心臓病

上田市でも、全死亡の約六割の方が三大成人病と言われている脳卒中、ガン、心臓病で亡くなられています。

脳卒中は、食塩のとりすぎ、たんぱく質の不足、寒さによって血圧が上がるのが原因と考えられています。こんなに寒い日が続くと血圧が高くなっている方も多いかもしれませんね。食塩を一日10gに抑えようということは、昨年から呼びかけにより、皆さんよ

くご存じのことでしょう。どの家庭でも、うす味の食事を心がけておられることと思いますが、その他にも野菜やたん白質（牛乳、卵、トウモロコシ、肉、魚など）をたっぷりと食べ、部屋を暖かくすることで脳卒中は十分防げます。

ガンは、最近色々な予防法が言われていますが、何といっても早期発見、早期治療が大切です。上田市でも春から胃検診、乳房検診、子宮頸ガン検診を行いますので、年一回はぜひ受けましょう。

心臓病は、コレステロールのとりすぎ、運動不足、タバコなどが原因で起こります。家の中にいて運動不足の女性や男性でも、車ばかり使って歩かない人は要注意です。冬だからといって、コタツにしがみついているのも考えものです。

腹八分と早寝早起き

脳卒中も心臓病も、バランスのとれた食事と適度な運動が大切です。また、睡眠時間をたっぷりとり、寝不足にならないようにしましょう。

定期健康診断

肥満は、成人病はじめる多くの病気の引き金になっています。食べ過ぎや運動不足には注意しましょう。

長寿の人は、「あまりクヨクヨせず、食べ物は好き嫌いせず、腹八分とし、早寝早起き」をするのが長寿の秘けつだと言います。皆さんも自分自身の生活のリズムを作り、規則正しい生活をするよう心がけてください。

さて、忘れていけないのが、定期健康診断です。自分の体の状態をチェックするよい機会ですので、日ごろ自分の健康を過信し、無理を重ねている方もぜひ受けましょう。

市役所保健予防課では、本庁はじめ市内各地で曜日を決めて健康相談室を開いていますので、ご利用ください。

家族全員の健康が、明るい生活につながります。健康には、十分ご注意ください。

ものを大切に： 不用品登録情報

皆さんから寄せられた不用品の登録を「不用品登録情報」として、月一回お知らせしていますが、今回はその二十回目です。

- ① 不用品の登録をされる方は、次の事項を必ず守ってください。
- ② ゆずりたい品物がある人は、品名、程度、数量、希望価格、住所、氏名、電話番号などを生活環境課へ登録してください。
- ③ 生活環境課では、ゆずってほしい人に不用品の紹介をしますが、紹介を受けた人は不用品登録者と直接交渉し、価格、取り引き方法などを決めてください。
- ④ 紹介を受けた人は、取り引きの結果（成立、不成立にかかわらず）を必ず生活環境課へ、十日以内にご連絡ください。

不用品登録情報 その②(主なもの) (2月8日現在)

ゆずります	〈希望価格〉	ゆずってください
学習カラー百科 (10巻)	5,000円	剣道の防具一式(中学生)
ベビーベッド (半年使用)	1,000円	子供用スケート (フィギュア)
歩行器 (赤)	無 料	軽自動車用スパイクタイヤ
タイヤチェーン (600-12)	500円	ガスオープン
スパイクタイヤ	各 種	二段ベッド、応接セット
バイク250cc (51年7月、1,500km)	20,000円	電気スタンド
ステンレス流し台 (2年使用)	3,000円	カラーテレビ
都市ガスブロー式 (2年使用)	40,000円	足踏みミシン
編 機 (7か月使用)	30,000円	ステレオラジオカセット
都市ガス湯わかし器 (2年使用)	2,000円	電気掃除機
折りたたみ机 (8台)	1台 5,500円	電気オルガン
折りたたみイス (30脚)	1脚 1,250円	車イス、組立物置
その他バイク50cc、プロパンガスプロなどもあります。		子供用自転車 (20インチ)

◎登録期間は6か月としますのでご了承願います。

- ◇ ゆずりたい品物、ゆずってほしい品物がありましたら、生活環境課生活係 (☎24100内線301)へお気軽にご連絡を。
- ◇ 紹介後のトラブルなどについては、責任を負いかねますのでご了承ください。



選挙の知識

公職の選挙 (2)

選挙の種類

選挙の種類といった場合、通常は公職の選挙の種類によって分類されますが、選挙の行われる事由によっても、次のような分け方がされます。

1. 総選挙

任期満了、または解散により行われる選挙で、衆議院議員の定数全員について行われる選挙。

2. 通常選挙

参議院議員は、3年ごとに半数が改選されますが在任期間の同じ全国選出議員、地方選出議員が、任期満了により改選される選挙。

3. 一般選挙

地方公共団体(都道府県・市町村)の議会の議員の定数全員について行われる選挙で、主に任期満了、議会の解散などの事由によって行われます。また、選挙の全部無効の結果当選人がすべてなくなったとき、死亡、退職、その他の事由で議員または当選人がすべてなくなったときにも行われます。

4. 地方公共団体の長の選挙

都道府県知事、市町村長の選挙で、任期満了、長の欠員(死亡、被選挙権喪失など)、退職の申し出があった場合などに行われる選挙。

5. 設置選挙

新たに市町村の設置があったときに、その議会の議員や長を選ぶために行われる選挙。

以上のほか、特別な事由が生じて行われる選挙に、

- ①再選挙=選挙が行われても、必要な数の当選人が得られなかったり、当選人が死亡、または失権などにより、当選人が一定数に達しなくなったとき、その不足数を補充するために行われる選挙。②補欠選挙=議員の死亡、退職などにより、議員の欠員が一定数に達した場合、その欠員を補充するために行われる選挙。③増員選挙=市町村の議会議員の定数が増員されたことにより行われる選挙。以上のとおり選挙は、その時どきの状況に応じて行われます。

定期監査の結果公表

上 田 市 長 石 井 泉 殿
上田市議会議長 松野 量平殿

上田市監査委員 小池 守
同 竹内 義憲

定期監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第3項の規定により実施した昭和56年度第2回定期監査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 監査の期間

昭和56年9月10日から昭和56年12月25日まで

2. 監査の範囲

昭和55年度における財務に関する事務処理の状況、契約及び工事の状況等について

3. 監査の対象

秘書課

応急工事課

総務部

総務課、企画調整課

社会部

福祉課(点字図書館)、社会課(勤労青少年ホーム、相染閣)、児童保育課(乳児院、母子寮、27保育園) 同和对策課、福祉事業センター(西塩田事業所、中塩田事業所、川西事業所)、報恩寮、老人福祉センター、川西社会福祉センター、塩田解放会館、城南解放会館、中央解放会館

教育委員会

庶務課、学校教育課(17小学校、7中学校)、社会教育課、同和教育課、体育課(体育施設管理事務所、自然運動公園管理事務所、勤労者体育センター)、中央公民館、西部公民館、城南公民館、上野が丘公民館、塩田公民館、川西公民館、図書館、博物館、信濃国分寺資料館、山本鼎記念館、学校給食センター

4. 監査の結果

各所管における財務に関する事務は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

それぞれの監査所における細部の指摘事項については、そのつど注意または改善を促した。

各所共通のおもな指摘事項については、別記のとおりである。

今後とも行政の多様化にともない、ますます増大する事務処理にあたっては、常に能率化に意を用い、効率的執行に配慮されるよう望むものである。

(別 記)

○支出月計表の整理の仕方が悪い課所が多く見受けられたので、財務会計の手引きを参考にされ、十分な整備をされるよう心がけられたい。

市長選挙立候補手続き説明会

3月1日(月)・市役所で

上田市長選挙の立候補手続きに関する説明会を、次のとおり開催します。立候補を予定されている方は、出席してください。

と き…3月1日(月)、午前9時

ところ…上田市役所5階委員会室

上田市選挙管理委員会

国民年金保険料

今月は6期分(57年2・3月)の納入月

納期は2月27日(土)です

○各町の国民年金協力会、または指定金融機関の窓口へ直接納めてください。

○口座振替の方は、預金残高をお確かめください。

○前期分の納め忘れのある方は、この際同時に納めてください。

第
8に抑えようといふことは、昨
からの呼びかけにより、皆さんよ

脳卒中も心臓病も、バランスの

21
100
内線
289
・有線
207

学習カ
ベビー
歩行器
タイヤ
スパイ
バイク
ステン
都市カ
編機
都市カ
折りた
折りた
その他

◎登録

◇ゆず

(12)

◇紹介

お知らせ



香港の青年訪日友好親善団の一行34人が1月27日上田市を訪れ、地元の青年たちと親しく交流しました。香港の青年は、ほとんどの人が日本語を学んでいるため、上手な日本語で「上田市の人口は？」などと質問していました。

市営住宅

古里団地の

入居者を募集

管理課住宅係

☎24100内線345

市では、新築した市営住宅古里団地（笹井）の入居者を、次により募集します。ご希望の方は、三月二十三日（火）から三月三十日（火）までに、管理課へお申し込みください。

募集団地：市営住宅古里団地第一種住宅二十一戸・第二種住宅八戸

入居資格：①市内に住んでいるか
市内に勤め先のある人で、住宅に困っている人 ②同居または同居しようとする親族がある人
（古里団地は三DK以上の住宅

のため、単身者の入居はできません） ③市営住宅収入基準に該当する人（例）給与所得者で扶養親族一人の場合、第一種住宅は年間収入百五十七万二千円以上二百二十五万七千九百九十九円以下、第二種住宅は百五十七万一千九百九十九円以下）

抽選日・場所：四月九日（金）午前九時三十分、市役所六階会議室

県営住宅の

補充入居者を募集

上小地方事務所建築課

☎1260内線304

上小地方事務所では、県営住宅の補充入居者を募集しますので、ご希望の方は、三月一日（月）から三月十日（火）までに、合同庁舎三階上

小地方事務所建築課へお申し込みください。

募集団地

中之条第二団地、みずう台団地、五加団地、別所団地、学海団地、城団地

入居資格

一般向け資格
ア、県内に住んでいるか勤め先のある人
イ、同居または同居しようとする親族がある人
ウ、住宅に困っている人
エ、公営住宅収入基準に該当する人（第一種県営住宅は月収五万五千円以上九万五千円以下、第二種県営住宅は五万五千円以下）

単身入居資格

前記ア、ウ、エのほかに六十歳（女性については五十歳）以上の、人、身体障害者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、生活保護受給者、海外からの引揚者

多家族世帯向け住宅資格

一般向け資格ア、ウ、エのほか原則として六十歳以上の人、または心身障害者を含む六人以上の家族構成であること

抽選日・場所

三月十五日（月）午前一時三十分、合同庁舎三〇二・三〇三号会議室（応募者が多数の場合、抽選とします）

建設工事入札

「参加願」の提出

管理課庶務係

☎24100内線343

昭和五十七年度、市関係の建設工事指名競争入札に参加を希望される方は、建設工事参加資格審査申請の手続きが必要で、次に、早めに手続きをしてください。

必要書類：①建設工事参加資格審査申請書、②市税完納証明書、③代表者の身元証明書、④経営事項審査申請書の写し、⑤委任状または社内規則、⑥建設業退職金共済組合加入証明書（加入者に限る）

提出期限：三月一日（月）から同三十日（月）まで

今月の納税

固定資産税 第4期
（都市計画税）
国民健康保険税 第9期

今月の納税は、固定資産税（都市計画税）第4期と国民健康保険税第9期です。

税金は、納期限内に納入されますようご協力ください。

今月の納期限は3月1日（月）です。

＜収税課 ☎24100内線241・有線 ☎20691＞

納税で よりよいくらし

豊かな環境

（市内中学生納税標語入選作品）

市育英会の57年度

奨学生を募集

教育委員会庶務課

☎24100内線545

有線 ☎20861

資格：①昭和五十七年四月から高等学校（全日制、定時制）に進学する中学生 ②昭和五十七年四月現在、高等学校に在学している生徒

申込方法：在学している中学校、高等学校の担任の先生に相談して、手続きをしてください。

申込期限：三月二十日（出）

決定：育英会の評議員会で審査し、決定します。

一日（水）まで
提出先：管理課庶務係

固定資産税

募集資格：消費物資などの調査に熱意のある家庭の主婦で、次の

条件に該当する人

り資格審査をし、見積参加業者名簿に掲載します。

廃車などの手続き

1、軽自動車は、長野県自家用

乳幼児

健康診査

固定資産税 課税台帳の縦覧は 4月に延期

資産税課
☎241000内線236
有線20681

土地、家屋、償却資産などに課税する固定資産の価格を、納税者の皆さんに知っていただくため、毎年三月一日から三月二十日まで課税台帳の縦覧を行ってきました。しかし、今年は基準年度のため評価替えもあり、税制改正による地方税の国会審議が遅れ、期日に間に合いませんので、四月に延期する予定です。

市消費物資等

監視員を募集

生活環境課生活係
☎241000内線301

市民の皆さんの消費生活を向上させ、住みよい生活環境を築くため、次のとおり消費物資等監視員を募集します。

募集人員：若干名

募集資格：消費物資などの調査に熱意のある家庭の主婦で、次の条件に該当する人

①市内に住んでいる人 ②昼間の

会議及び調査に出席できる人

職務内容：①消費物資などのグル

ープ（五グループ）による調査

及び個人による価格調査 ②会

議（月一回）に出席し、調査報

告などをしていただきます。

任期：二年

募集期限：三月二十五日（木）

応募方法：便せんまたははがきに、郵便番号、住所、氏名（ふりが

な）、生年月日、電話番号をご記

入のうえ、〒386 市内大手

一―一―一六 上田市役所生

活環境課生活係へ郵送していただ

るか、直接お申し込みくださ

い。

期日については、決まり次第「広

報う えだ」でお知らせしますので、

ご了承ください。

市への物品納入

「見積参加願」の提出

管財室 ☎241000
内線255・256

昭和五十七年度、市へ物品の納入を希望される人は「見積参加願」の提出が必要ですので、次により提出してください。

＜提出期限＞

二月二十七日（出）まで。期日まで

に提出されまると、市の規則によ

り資格審査をし、見積参加業者名簿に掲載します。

＜提出先＞

管財室（市役所三階）

＜必要書類＞

①見積参加願 ②営業概要調書

③事業経歴書 ④納税証明書（事

業税、市町村民税、固定資産税、

都市計画税、軽自動車税、国民健

康保険税）の各一通

用紙は管財室にあります。

軽自動車などの

廃車手続きは

お早めに

市民税課第二係

☎241000内線233

有線20611

軽自動車税は、毎年四月一日現在、原動機付自転車（バイク）、小型特殊自動車（トラクター、ガーデンなど）、軽自動車などを所有している人に課税されます。

廃車したり他人に譲り渡したと

きは、お早めに手続きをしてくだ

さい。「廃車したのに、税金がか

かってきた」というお問い合わせ

の大部分は、廃車または名義変更

の手続きを他人に頼んだが、手続

きがしてなかったというのが実状

です。廃車の手続きは、車の所有

者が必ずしましょう。

＜廃車などの手続き＞

1、軽自動車は、長野県家用自

動車組合上小支部（☎2059

5）などで手続きをしてください。

2、原動機付自転車、小型特殊自

動車などは、市役所市民税課ま

たは市役所塩田支所、川西支所

で手続きをしてください。

廃車の場合は「ナンバープレ

ー」印鑑を、名義変更の場合は

「譲渡証明書」「印鑑」をご持参く

ださい。

計量モニターを

募集します

商工課計量係

☎240000内線603

＜応募資格＞食料品関係の小売業を営んでいない人、またはこれに携わっていない家庭の主婦で、次の条件に該当する人。①昼間の会議に出席でき、②過去に計量モニターを経験していない。

＜職務内容＞指定する期間内に購入した商品の目方を日誌に記入し、報告していただきます。

＜募集期間＞三月三十一日まで。

＜応募方法＞はがきに住所、氏名、年齢、家族構成、電話番号を書いて、上田市大手一―一―一十六

市役所商工課計量係までお申し込

みください。

乳幼児健康診査日程表

会 場	保 健 セ ン タ ー						塩田母子健康センター		川西社会福祉センター		
対 象 児	4 か月児		9 か月児		1 歳 6 か月児		4 ・ 9 か月児		1 歳 6 か月児	1 歳 6 か月児	
	56年11月生		56年 6 月生		55年 9 月生		56年11月 56年 6 月生		55年 8 9 月生	55年 8 9 月生	
地 区	A		B		A		B		塩 田 全 区		川 西 全 区
3 月	10 日	17 日	3 日	24 日	4 日	18 日	16 日		9 日		11 日

A…塩尻、川辺、泉田、神川、神科、豊殿
B…東部、南部、中央、北部、西部、城下

三歳児健康診査日程表

会 場	保 健 セ ン タ ー	
	A	B
地 区	54年2月生	
	3 月	5 日
3 月	5 日	12 日
	5 日	12 日

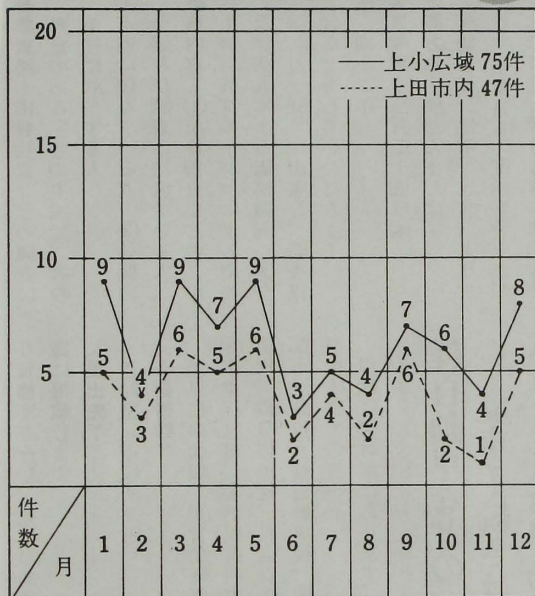
三月の乳幼児、三歳児健康診査を次により行います。時間は、いずれも午後一時三十分から二時三十分。母子健康手帳をお持ちください。

乳幼児 三歳児 健康診査

毎日が防火デーです ぼくの家

全国火災予防運動・2月28日～3月13日

昭和56年 月別火災発生件数表 表A



表A・Bとも上小地域広域行政事務組合「昭和56年火災統計」より

今年も「春の全国火災予防運動」が、二月二十八日(日)から三月十三日(土)までの二週間、全国いっせに行われます。今回の統一標語は「毎日が防火デーです ぼくの家」。

この季節は、空気が乾燥して風も強く、火災が起きやすい気象状況にあります。いったん火災が発生すると、強い風にあおられ大火になることもあり、一年を通じて火災の発生が一番多い季節です。

上小地域広域行政事務組合がまとめた「昭和五十六年、火災統計」によると、月別の火災発生件数は三、五月の春に集中していることがわかります(表A参照)。また、時間別の火災発生件数では、午後四時から六時の時間帯に火災が一

番多く発生しています(表B参照)。これは、どこの家庭でも夕食の準備に火を使っているためと思われる。

二月末から三月にかけては、寒さからある程度解放され、ややもすると火に対する注意も薄れがちになるようです。火のもとには、十分気をつけてください。

今回の重点目標

- ① 身体不自由者などを中心とした焼死防止対策の徹底
- ② 家庭における防火対策の推進
- ③ 防火対象物にかかる表示・公表制度の普及の徹底
- ④ 異常乾燥時、及び強風時の火災発生防止対策の推進

昭和56年 時間別火災発生件数表 表B



上田市は、千曲の清流と、上田城に象徴される自然と人々が調和した、住みよいまちです。わたくしたち市民は、自らの英知と努力により、さらにすばらしいまちにする願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。



- 一、自然に感謝し、きれいな水と空気を守り、緑のあふれるまちにします。
- 一、からだをきたえ、教養を高め、豊かな文化を育てるまちにします。
- 一、人々の善意をとうとび、あたたかい心がふれあうまちにします。
- 一、産業を伸ばし、働くよろこびを大切に、活気にみちたまちにします。
- 一、平和と自由を求め、広く世界に目を向けた明るいまちにします。